

伊勢崎市監査委員告示第 6 号

公 表 書

令和元年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和元年 9月 2日

伊勢崎市監査委員	猪 俣	健
同	光 山	喜一郎
同	内 田	彰

記

1 定期監査報告書

伊勢崎市水道事業

# 令和元年度定期監査結果報告書

## 1 監査の対象部局

水道局の課及び所管施設

## 2 監査の日程及び対象

令和元年7月17日（水）

水道庁舎（工務課 給水課 総務課）、広瀬浄水場

## 3 予算科目

平成30年度水道事業会計

## 4 監査の概要

### （1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に監査書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 歳入、歳出予算の執行状況について

イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について

エ 工事及び委託契約について

オ 物品の出納、管理について

### （2）本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、水道局内の課については水道庁舎内において、また、所管施設については抽出により現地に立ち入り外観的な監査を責任者から説明を受けて実施した。

## 5 監査の結果

業務の状況については、平成30年度において給水戸数及び給水人口とも

に前年度に比べ増加しており、年間総配水量は増加したが、有収水量は減少となった。また、経理の状況については、前年度に比べ営業収益は減収し、営業費用が増加となり、営業収支は前年度に比べて利益が減少した。これに営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失をそれぞれ加減した結果、平成30年度も純利益を計上したが前年度に比べ減少した。引き続き経費節減と事業の効率化に努めるとともに、水道料金等の収納率向上へ努力を望むものである。

施設改良事業では、上水道施設整備として電気計装設備及び取水施設の改修工事を行い、また、整備計画に基づく配水管整備及び老朽管更新事業を行っている。今後も施設や設備の老朽化に伴う維持管理費用の増加が見込まれ、厳しい状況が続くと思われる。今後も市民に安全で安心な水道水の安定的な供給が出来るよう、より一層の経費削減と経営の効率化を望むものである。

財務事務処理においては、使用料等が納入期限を過ぎて納入されているもの、書類の未提出、決裁権者誤りや未決裁のものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

予備監査の結果を含めた各課・施設における個別の指摘事項は次のとおりである。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

#### ○総務課

##### [事務改善]

出張関係において、復命書の決裁日が誤っているもの、委託関係において、予算執行伺が未決裁であつたもの、見積合せ調書の見積合せ執行担当者が相違しているものがあつた。行政財産目的外使用関係において、使用料及び電気料が納入期限までに納入されていないものがあつた。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

#### ○工務課

##### [事務改善]

工事関係において、工事完成通知書や解体の説明書及び計画書が未提出

のものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○給水課

[事務改善]

工事関係において、監督職員指定通知書の起案日と決裁日に誤りがあつた。また、完成通知書、検査結果通知書及び監督職員指定通知書の決裁権者に誤りがあるものが数件あつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

\*広瀬浄水場

特になし